

網走市スポーツ振興褒奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のスポーツ振興を図る目的で、全道、全国及び国際大会に出場するスポーツ団体又は個人(以下「スポーツ団体等」という。)に対する褒奨金の交付に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 本市に居住し、又は通学している者で、原則として地区予選及び管内大会を経て、全道、全国及び国際大会の出場権を獲得し、褒奨金交付基準(別紙)に該当するスポーツ団体等とする。

(要件)

第3条 次の各号に掲げる大会で本市のスポーツ振興に寄与すると認めるものに、褒奨金交付基準(別紙)に基づき褒奨金を交付する。

- (1) 全日本及び北海道各競技団体が主催する競技会にスポーツ少年団の小学生が出場するとき。
- (2) 次の団体が主催する最終競技会に前号に定める者以外の者が出場するとき。
 - ア (公財)日本スポーツ協会
 - イ 全日本各競技団体((公財)日本スポーツ協会に加盟しているもの)
 - ウ 高等学校体育連盟
 - エ 高等学校野球連盟
- (3) スポーツ団体等が世界選手権大会その他国際競技大会に出場するとき。
- (4) オリンピック・パラリンピックに網走市民、または網走市出身者が出場するとき。
ただし、網走市出身者とは、次の条件のいずれかに該当するものとする。
 - ア 網走市が出生地であり、親が現在網走市民であること。
 - イ 一定期間(おおよそ10年間)網走市に在住していた者であること。

(決定)

第4条 スポーツ課は、網走市スポーツ振興褒奨金交付調書(別記様式)を作成する。
教育委員会は、前項の調書に基づき審査をし、褒奨金の交付決定をする。交付を決定したときは、網走市スポーツ振興褒奨金決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、褒奨金交付基準(別表)の区分を基に予算の範囲内とする。

(庶務)

第6条 褒奨金交付に係る庶務は、社会教育部スポーツ課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、スポーツ振興褒奨金の交付について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。